

食費と居住費（滞在費）の負担の軽減（負担限度額認定）制度について

《負担限度額認定とは》

施設サービス（ショートステイを含む）を利用される場合、食費や居住費（滞在費）は利用者負担となりますが、世帯全員が住民税非課税かつその他要件を満たす方については、限度額を設けることで負担が軽減される制度です。

①対象の要件となる所得及び預貯金等の基準について

利用者負担段階	所得区分等	預貯金等の基準
第1段階	老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方 又は生活保護を利用されている方	単身 1,000 万円 夫婦 2,000 万円以内
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の年金収入等が 年額80万9千円以下の方	単身 650 万円 夫婦 1,650 万円以内
第3段階①	世帯全員が住民税非課税で、本人の年金収入等が 年額80万9千円超120万円以下の方	単身 550 万円 夫婦 1,550 万円以内
第3段階②	世帯全員が住民税非課税で、本人の年金収入等が 年額120万円を超える方	単身 500 万円 夫婦 1,500 万円以内

次のいずれかに該当する場合、認定を受けられません。

- (1) 本人が住民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が住民税課税の場合
- (2) 住民税非課税世帯（世帯分離している配偶者も住民税非課税）でも、預貯金額が基準を超える場合

【裏面もご覧ください】

②施設入所者および短期入所サービス(ショートステイ)利用者の負担限度額(1日あたり)

所得区分等	居住費等の負担限度額				食費の負担限度額	
	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型 個室	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス
第1段階	880円	550円	550円(380円)	0円	300円	300円
第2段階	880円	550円	550円(480円)	430円	390円	600円
第3段階①	1,370円	1,370円	1,370円(880円)	430円	650円	1,000円
第3段階②	1,370円	1,370円	1,370円(880円)	430円	1,360円	1,300円

◆()内は、介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の金額です。

【問合せ先】厚木市 市民福祉部 介護福祉課 介護給付係
 窓口：本庁舎2階10番
 電話：046-225-2240